佐渡市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領

令和８年１１月
佐　　渡　　市

令和９・10 年度において、佐渡市が行う建設工事に係る測量、調査及び設計等業務の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「競争入札等」という。）に参加を希望される方は、佐渡市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成 16 年佐渡市告示第 89 号。以下「規程」という。）及びこの要領に定めるところにより、競争入札等に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）の審査（以下「資格審査」という。）の申請を行ってください。

第１　申請方法

１　申請受付期間

令和８年 12 月１日から 令和９年１月 29 日まで

（土、日、祝日、12 月 29 日から１月３日を除く午前８時 30 分から午後５時まで）

※　随時申請は令和９年４月１日から受け付けます。

なお、上記の受付期間を過ぎて提出されたものは、随時申請として扱いますのでご注意ください。

２　参加資格の有効期間

令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日まで

※　随時申請の場合は、参加資格が認められた日から有効期間が始まります。

３　提出先

〒952-1292　新潟県佐渡市千種 232 番地
佐渡市役所　財務部　財政課　契約検査室

４　提出方法

郵送又は持参により提出してください。なるべく、郵送による提出にご協力をお願いします。
持参されてもその場での審査は行いません。書類の受領のみとなります。

なお、郵送で送付する場合は、**提出先に到着した日をもって受付日**としますので、郵送に要する日数を考慮し期限までに到着するよう注意してください。

５　提出部数

申請書等の提出部数は、１部です。申請書は、佐渡市ホームページからダウンロードしてください。

「８ 提出書類」の記載順にし、紐・紙縒り等で綴じてください。**ファイル・クリップ・ホチキス等で綴じないでください。**

また、**審査結果郵送用封筒（返信用封筒）を忘れずに同封してください。**

６　資格審査申請をすることができる方

資格審査の申請をすることができる方は、別表の「資格業務」ごとの「資格審査を申請することができる者」の欄の条件を満たし、次に掲げる事項のいずれにも該当しない方です。

⑴ 地方自治法施行令第 167 条の４（同令第 167 条の 11 第１項において準用する場合も含む。）第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、市長が期間を定めて競争入札等に参加させないこととした者のうち、当該期間を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。

⑵ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
⑶ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
⑷ 暴力団員であると認められる者
⑸ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
⑹ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
⑺ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。⑻について同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
⑻ 法人であって、その役員のうちに⑷から⑹までのいずれかに該当する者があるもの
⑼ 佐渡市の市税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて、滞納がある者

７　参加資格の種類

別表の「資格業務」の業種（部門）ごとに資格審査の受付をします。（業種(部門)の詳細は、申請書様式「入札参加希望業種（部門）一覧【第２号様式】」でご確認ください。）

８　提出書類

◎：必ず提出してください。（記入すべき事項がない場合も、白紙のまま提出してください。）
△：該当がある場合、提出してください。
※　市内業者とは佐渡市内に主たる営業所を有する方をいい、市外業者とは市内業者以外の方をいいます。（以下同じです。）

提　出　書　類　一　覧	市内業者	市外業者
①　**建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書**　【第１号様式】 職員数は、直前の事業年度の終了の日（以下**「審査基準日」**という。）の人数を記載してください。	◎	◎
②　**入札参加希望業種（部門）一覧**　【第２号様式】	◎	◎
③　**入札参加希望業種（部門）実績**　【第３号様式】	◎	◎
④　**営業所（主たる営業所を除く）一覧表**　【第４号様式】 ※委任する営業所があり、その営業所が佐渡市内の場合、事務所の写真を添付してください。	△	△
⑤　**ヘリテージマネージャー及び既存学校建物の耐力度測定方法の実務講習会受講者の調書**　【第５号様式】（「一級建築設計」を参加希望する方のうち、該当する受講者が在籍する場合に提出してください。） ※　市外業者の方は、**新潟県内に営業所を有する場合に**提出してください。	△	△
⑥　**暴力団の排除に関する誓約書**	◎	◎
⑦　**委任状** 佐渡市との建設コンサルタント等業務委託の契約等について、**営業所に委任する場合のみ提出してください。**（記載については、「第２　記入方法の９」をご確認ください。）	△	△

<table>
<tr><td>⑧　登録を受けていることを証する書面
<table>
<tr><td>業種</td><td>提出書類</td></tr>
<tr><td>建設コンサルタント業務
地質調査業務
補償コンサルタント業務</td><td>それぞれの登録規程に基づく現況報告書の副本（国土交通大臣の確認を受けたものに限る。）の写し（財務諸表部分は不要）
申請業種（部門）が現況報告書に記載されていない等の場合は、登録証明書等の写し</td></tr>
<tr><td>測量業務</td><td>登録証明書の写し
※委任する営業所が佐渡市内にある場合は、測量法第 55 条の 3 第 4 号及び同第 6 号に掲げる添付書類(ホ)及び(ト)の写しも提出</td></tr>
<tr><td>建築設計業務（一級建築設計）</td><td>一級登録事務所の登録証明書の写し</td></tr>
<tr><td>建築設計業務（建築設備設計）</td><td>建築設備士登録証の写し</td></tr>
<tr><td>土地家屋調査業務
不動産鑑定評価業務
計量証明業務</td><td>それぞれの登録証明書等の写し</td></tr>
</table></td><td>△</td><td>△</td></tr>
<tr><td>⑨　営業実績があることを証する書面
以下に該当する場合は、当該業務の過去 5 年以内の実績の中から１～２件について、その契約書の写し及び仕様書等（契約書等では業務内容が確認できない場合）を提出してください。また、複数提出する場合には、どの部門（業種）に関するものか分かるよう、付箋・インデックス等を付けてください。
◇ 次の業務を希望する場合
・測量業務のうち、「航空測量」及び「簡易設計」
・建築設備設計業務（建築設備士登録証の写しを提出する場合は不要）
・調査・試験業務
・その他の業務（建設工事に関連する業務に限る。）
◇建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務を希望するが⑧の登録がない場合</td><td>△</td><td>△</td></tr>
<tr><td>⑩　佐渡市の市税納税状況確認同意書
・市税納税状況確認同意書の提出により、市担当者が市税の納税状況を確認します。
（納税証明書の提出は不要）
・市外建設業者の方は、佐渡市に納税義務がある場合に提出してください。
※確認の結果、市税の未納があった場合は、入札参加資格申請は取り消しとなります。</td><td>◎</td><td>△</td></tr>
<tr><td>⑪　法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（未納税額のないことの証明用）
※申請日前3か月以内のもの。写しでも可
法人：法人税は、納税証明書「その３の３」
個人：所得税は、納税証明書「その３の２」</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>⑫　資本関係・人的関係に関する調書
※　新潟県内に本社又は営業所を有する方は、該当しない場合でも提出してください。
親会社（会社法第２条第４号の２に規定）と子会社（同法第２条第３号の２に規定）の関係及び自社の会社役員等と他会社の役員等の兼任状況を記入し提出してください。</td><td>◎</td><td>△</td></tr>
</table>

⑬ **審査結果郵送用封筒（返信用封筒）** 宛先を記載し、切手を貼った封筒（A4 サイズが三つ折りで入る定型サイズ）を１枚提出してください。 なお、郵送申請で申請書の受領確認のため、受領書（任意の様式）等が必要な場合は別に１枚必要です。（はがきに受領印を押印する形でも対応可能です。）	◎	◎

9　参加資格の追加申請（業種の追加）をする場合

入札参加資格認定後、参加資格の追加申請（業種の追加）をする場合は、以下のものを提出してください。（詳細は「8 提出書類」を参照）この時、「入札参加希望業種（部門）一覧」【第２号様式】の「入札参加希望業種」の欄には、追加申請する参加希望業種のみを記載し、「入札参加希望業種（部門）実績」【第３号様式】には、追加申請する業種の属する業務に係る欄のみ記載してください。

なお、既に建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの各業種（部門）の入札参加資格を有する方が、各登録規程等に基づく登録部門の追加、抹消があった場合については、「変更等届出書【第 7 号様式】」を提出してください。（「10 申請内容に変更等があった場合」(1) の⑤参照）

① 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書　【第１号様式】
② 入札参加希望業種（部門）一覧　【第２号様式】
③ 入札参加希望業種（部門）実績　【第３号様式】
⑤ ヘリテージマネージャー及び既存学校建物の耐力度測定方法の実務講習会受講者の調書【第５号様式】
※ 新潟県内に営業所等を有する者で「一級建築設計」を希望し、該当者が在籍する場合
⑧ 登録を受けていることを証する書面（追加申請する業種にかかるものについて添付）
⑨ 営業実績があることを証する書面（追加申請する業種にかかるものについて添付）
⑩ 佐渡市の市税納税状況確認同意書（市外建設業者の方は、佐渡市に納税義務がある場合のみ提出）
⑪ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（未納税額のない証明用）

10　申請内容に変更等があった場合

(1)　申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があった場合は、「変更等届出書」【第 7 号様式】に必要な書類を添えて、速やかに提出してください。（**提出部数：１部**）

なお、佐渡市電子入札システムの利用者登録番号の交付を受けている方は「③法人の代表者」の変更の場合には、別途「変更届出書【様式第３号】」も併せて提出する必要があります。

変　更　事　項	添　付　書　類
①　商号又は名称	法人の登記事項証明書又はその写し（登記している者に限る。以下同じ）
②　営業所の名称、所在地又は電話番号	所在地の変更の場合は、法人の登記事項証明書又はその写し（登記されている場合）
③　法人の代表者（又はその氏名）	法人の登記事項証明書又はその写し
④　代理人（又はその氏名）	新たな代理人に対する委任状
⑤　すでに入札参加資格を得ている業種に係る登録部門の変更 （※建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程、又は補償コンサルタント登録規程に基づく各登録資格の取得又は抹消があった場合をいいます。）	ア　実績により入札参加資格を得ていた業種で、新たに登録規程に基づく登録をした場合 ・登録証明書の写し イ　登録規程に基づく登録によって入札参加資格を得ていた業種で、その登録を抹消されたが、実績により参加資格の継続を希望する場合 ・当該業種の過去 5 年以内の実績があることを証する書類（契約書の写し等）

	（※参加資格の継続を希望しない場合、又は実績がない場合は、当該業種について廃業等届出書【第 8 号様式】を提出してください。）
⑥　営業所の新設又は廃止	・新設の場合は、新たな代理人に対する「委任状」及び「営業所（主たる営業所を除く）一覧表【第４号様式】」に該当営業所について記載したもの。 ・廃止の場合は、添付書類不要

⑵　申請書等を提出した後に申請者が死亡、合併等により解散、又は事業の譲渡・会社分割等を行ったときは、次のとおりとなります。

ア　参加資格が認定される前の場合

資格審査の申請は、無効となります。

イ　参加資格が認定された後の場合

（ア）参加資格の継続を希望する場合

建設コンサルタント等業務入札参加資格承継申請書【第６号様式】を提出してください。審査の上、適当と認められれば、参加資格が認められます。

（イ）参加資格の継続を希望しない場合

廃業等届出書【第８号様式】を提出してください。

第２　記入方法

１　建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書　【第１号様式】

⑴　「申請区分」の欄

次の区分にしたがって、該当する番号を記入してください。

申請の区分	申　請　の　内　容	番号
新　規	令和７・８年度の佐渡市建設コンサルタント等業務入札参加資格を認められていない方が、申請をする場合	1
継　続	令和７・８年度の佐渡市建設コンサルタント等業務入札参加資格を認められている方が、令和９・10 年度の建設コンサルタント等業務入札参加資格を申請する場合	2
業種追加	令和９・10 年度の佐渡市の建設コンサルタント等業務入札参加資格を認められている方が、既に認められている参加資格以外の業種について参加資格を申請する場合	3

⑵　「商号又は名称」の欄

ア　枠が不足して書き切れない場合は、書き切れない部分を「フリガナ」欄上部余白に続けて記入してください。

イ　法人事業者は、次表に定める法人の種類を表す略号を記入してください。

法人の種類	略　号	法人の種類	略　号	法人の種類	略　号
株式会社	（株）	協同組合	（同）	一般財団法人	（一財）
有限会社	（有）	協業組合	（業）	公益財団法人	（公財）
合資会社	（資）	企業組合	（企）	有限責任事業組合	（責）
合名会社	（名）	一般社団法人	（一社）		
合同会社	（合）	公益社団法人	（公社）		

ウ　個人事業者は、本人の氏名以外の商号又は名称を使用している場合、商号又は名称を記入するとともに、その後に１文字空けて事業主の氏名も記入してください。

エ　「フリガナ」は、商号又は名称のかな読みをカタカナで記入してください。(「(株)」等のフリガナは不要)

《例》「(株) 佐渡調査」の場合は、「サドチョウサ」

「佐渡調査　金山　太郎」の場合は、「サドチョウサ　カナヤマ　タロウ」

⑶　「代表者の役職・氏名」の欄

ア　代表者の役職・氏名は、左詰めとし、役職と氏名の間に１文字空け、姓と名の間に１文字空けて記入してください。

イ　代表者の役職・氏名のフリガナは左詰めとし、役職と氏名の間に１文字空け、姓と名の間に１文字空けてカタカナで記入してください。

⑷　「都道府県・市区郡町村名」の欄

次の例にならって記入してください。

・政令指定都市の場合（都道府県名省略可）

新潟市○○区、△△市□□区、

・一般的な記入例（上越市の○○区表示も含む）

○○県△△市、○○県□□郡◇◇町、東京都○○市

・東京 23 区の場合

東京都○○区

⑸　「所在地」の欄

主たる営業所の所在地のうち、⑷の「都道府県・市区郡町村名」に続く所在地住所を記入してください。このとき、「丁目」、「番地」、「号」については、「－（ハイフン）」により記入してください。なお、入居するビル等の建物の名称は記入しないでください。

⑹　「フリガナ」の欄

所在地のかな読みをカタカナで記入してください。

⑺　「郵便番号」の欄

主たる営業所の所在地の郵便番号を記入してください。

⑻　「電話番号」及び「ＦＡＸ番号」の欄

次の例にならって記入してください。

０ＸＸＸ－ＸＸ－ＸＸＸＸ　　０ＸＸ－ＸＸＸ－ＸＸＸＸ

０ＸＸＸＸ－Ｘ－ＸＸＸＸ　　０３－ＸＸＸＸ－ＸＸＸＸ

⑼　「メールアドレス」の欄

アドレスが複数ある方は、入札・契約担当部署のメールアドレスを記入してください。

⑽　「自己資本額」の欄

直前決算の自己資本額を記入してください。（貸借対照表、純資産の部「純資産合計」の額を記入してください。千円未満の端数切捨て）

⑾　「営業年数」の欄

ア　競争入札等に参加を希望する業種に係る事業を開始した日から、審査基準日までの営業年数を記入してください。

イ　１年に満たない営業期間があるときは、これを切り捨ててください。

ウ　２以上の業種について入札参加を希望する場合で、当該事業を開始した日が異なるときは、最も古い事業開始の日から審査基準日までの営業年数を記入してください。

⑿　「従業員数」の欄

審査基準日における従業員（※）の実人数を記入してください。

※「従業員」とは、期間を特に限定することなく雇用されている使用人、個人事業者における事業主及び法人事業者における常勤の役員をいいます。監査役は含みません。以下、同じです。

⑬　「うち技術職員数」の欄

審査基準日における従業員のうち、技術職員数一覧表の「資格名」に掲げる資格を有する方の実人数を記入してください。

⑭　「技術職員数一覧表（延べ人数）」欄

審査基準日において、「資格名」に掲げる資格を有する従業員の人数を記入してください。一人の職員が２以上の資格を有する場合は、その資格ごとに、それぞれ１人として計上してください。

計上できるのは、下表の選択科目のうちいずれか１つ以上を選択している場合で、同一部門において、異なる選択科目に合格している場合には人数を重複して計上してください。よって複数の資格を有する技術職員がいる場合、⑬と⑭の数は一致しないことになります。

部門名	選択科目
総合技術監理部門 （地質を除く対象科目）	以下の「建設部門」「農業部門」「森林部門」「水産部門」「電気電子部門」「機械部門」「情報工学部門」欄に記載の選択科目（「上下水道部門」「衛生工学部門」は対象外）
建設部門	「土質及び基礎」以外の選択科目
農業部門	「農業土木」のみ
森林部門	「森林土木」のみ
上下水道部門	全選択科目
電気電子部門	全選択科目
機械部門	「流体工学」「交通・物流機械、建設機械」「機械設計」
地質調査	建設部門のうち「土質及び基礎」、応用理学部門のうち「地質」
水産部門	「水産土木」のみ
衛生工学部門	全選択科目
情報工学部門	全選択科目
総合技術監理部門 （地質調査）	「地質調査」欄の選択科目

２　入札参加希望業種（部門）一覧　【第２号様式】

⑴　「入札参加希望業種」の欄

競争入札に参加することを希望する業種の部門（以下「入札参加希望業種（部門）」といいます。）の欄に、「１」を記入してください。

⑵　「登録資格の有無」の欄

建設コンサルタント業務、地質調査業務、又は補償コンサルタント業務について、入札参加を希望する方で、それぞれの登録規程に基づく登録を受けている場合は、該当の部門に「１」を記入してください。

３　入札参加希望業種（部門）実績　【第３号様式】

⑴　「直前２年度の年間平均実績高」の欄

入札参加を希望する業種ごとに、審査基準日の直前２年度の各事業年度における当該業務の実績高を合計した額を２で除して得た額を右詰めで記入してください。（千円未満の端数切捨て）

⑵　「前々年度分決算」及び「前年度分決算」の欄

ア　「前々年度」とは「前年度」の直前の事業年度をいい、「前年度」とは審査の申請をする日の直前の事業年度をいいます。

イ　それぞれの事業年度ごとに、右詰めで記入してください。（千円未満の端数切捨て）

⑶　「登録番号」及び「登録年月日」の欄

ア　入札参加を希望する業種ごとに、登録状況について、登録番号及び登録年月日を記入してください。

イ　一の業種で異なる登録番号又は登録年月日がある場合は、それぞれ２段（又は３段）で記入してください。

４　営業所（主たる営業所を除く）一覧表　（第４号様式）

本様式には、主たる営業所以外を記入してください。そのうち主たる営業所に代わって、佐渡市との建設コンサルタント等業務の契約等を委任する営業所を記入する場合、委任状（「第２記入方法 の９」参照）を提出する必要があります。

営業所の所在地	記 入 を 求 め る 営 業 所 の 範 囲	営業所番号
新潟県内に所在する営業所	下記以外の県内に所在する営業所	０１から順に付番
	主たる営業所に代わって、佐渡市との建設コンサルタント等業務の委託契約の事務処理（指名通知等を含む。）について、主に相手方となる営業所	８０
新潟県外に所在する営業所	主たる営業所に代わって、佐渡市との建設コンサルタント等業務の委託契約の事務処理（指名通知等を含む。）について、主に相手方となる営業所	８０

※　県外業者で、「主たる営業所に代わって、佐渡市との建設コンサルタント等業務の委託契約の事務処理（指名通知等を含む。）について、主に相手方となる営業所」は、便宜的に一箇所とします（営業所番号「80」は１つだけとなります。）が、これ以外の営業所においても佐渡市との建設コンサルタント等業務の委託契約の事務処理を行うことは可能です。

⑴　「営業所番号」の欄
上記表の区分に従い、80 又は01～を記入してください。

⑵　「営業所に勤務する職員数」の欄
当該営業所に勤務する職員数を、常勤・非常勤の別に人数を記載し、その合計人数も記入してください。

⑶　「営業所の名称」の欄
当該営業所の名称のみを記入してください。
《例》　(株) 佐渡地質 佐渡営業所 の場合　「佐渡営業所」と記入してください。

⑷　「営業所の代表者の役職・氏名」の欄
「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第１号様式】」の「主たる営業所」の「代表者の役職・氏名」の欄の記入方法にならって、当該営業所の代表者の役職・氏名を記入してください。

⑸　「営業所の所在地」の欄
ア　「都道府県・市区郡町村名」の欄
「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第１号様式】」の「主たる営業所」の「都道府県・市区郡町村名」の欄の記入方法にならって、都道府県・市区郡町村名を記入してください。
イ　「所在地」の欄
「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第１号様式】」の「主たる営業所」の「所在地」の欄の記入方法にならって、当該営業所の所在地を記入してください。

⑹　「連絡方法」の欄
ア　「郵便番号」の欄
「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第１号様式】」の「主たる営業所」の「郵便番号」の欄の記入方法にならって、当該営業所の郵便番号を記入してください。
イ　「電話番号」の欄
「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第１号様式】」の「主たる営業所」の「電話番号」の欄の記入方法にならって、当該営業所の電話番号を記入してください。

ウ 「ＦＡＸ番号」の欄

(ｱ) 当該営業所にファクシミリが備え付けてある場合は、ＦＡＸ番号を記入してください。

(ｲ) 「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第１号様式】」の「主たる営業所」の「ＦＡＸ番号」の欄の記入方法にならって記入してください。

エ 「メールアドレス」の欄

「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第１号様式】」の「主たる営業所」の「メールアドレス」の欄の記入方法にならって、当該営業所の入札・契約担当部署のメールアドレスを記入してください。

⑺ 委任先営業所の所在地が佐渡市である場合

指定の用紙に営業所の名称、撮影日、営業所の使用権原について記入の上、写真を貼付して提出してください。

また、指定の用紙によらない場合は外観全景、入口付近（看板等の掲示）、内部全景が確認でき、営業所名、撮影日、営業所の使用権原を明記したものをＡ４サイズで作成し、提出してください。

7 ヘリテージマネージャー及び既存学校建物の耐力度測定方法の実務講習会受講者の調書【第５号様式】

「一級建築設計」申請者で、新潟県内に本社又は営業所を有する方のみ提出してください。

⑴ 「ヘリテージマネージャー受講者」の欄

各都道府県建築士会が実施する「ヘリテージマネージャー（地域歴史文化遺産保全活用推進員）養成講座」を受講した者が在籍する場合、当該職員の氏名、受講年月日を記入してください。

⑵ 「既存学校建物の耐力度測定方法の実務講習会受講者」の欄

（一社）文教施設協会、（一社）日本建築学会が実施する「既存鉄筋コンクリート造・鉄骨造学校建物の耐力度測定方法実務講習会」を受講した者が在籍する場合、当該職員の氏名、受講年月日を記入してください。

8 暴力団等の排除に関する誓約書

この様式は、佐渡市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程第２条第１項第２号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面です。内容を確認の上、住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名を記入してください。

9 委任状

委任状の指定様式はありませんが、次の事項に留意し提出してください。

⑴ 委任する方は、本人（法人の場合は、その代表者。以下同じ。）であること。

⑵ 委任される方は、主たる営業所に代わって佐渡市との建設コンサルタント等業務の委託契約について、すべての責任を負う営業所の代表者であること。

⑶ 委任する内容に、参加資格の有効期間を通じて、佐渡市が発注する建設コンサルタント等業務に係る本人の入札、見積、代金請求その他契約に関する行為のすべてが含まれていること。

⑷ 委任状の提出先（あて名）は、「佐渡市長」であること。

10 市税納税状況確認同意書

この様式は、市税の納税状況について市担当職員が確認することに同意する書面です。内容を確認の上、主たる営業所の住所(所在地)、商号又は名称、代表者の職及び氏名を記入し提出してください。

11 資本関係・人的関係に関する調書

新潟県内に本社又は営業所を有する場合は、提出してください。

⑴ 資本関係又は人的関係の有無

資本関係、人的関係にある会社について該当がある場合は「あり」、該当がない場合は「なし」を丸で囲んでください。「あり」の場合は２以降について該当する欄に記入してください。

⑵ **資本関係に関する事項**

親会社等、子会社等の関係がある場合に申請者から見た関係を記入してください。

ア 親会社等がある場合　　→ ２(１)に記入、あるいは（３）も記入

イ 子会社等がある場合　　→ ２(２)に記入

「親会社等」、「子会社等」の定義

○会社法第２条第３号の２（子会社）

① 子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）

② 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

○会社法第２条第４号の２（親会社）

① 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）

② 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

※ 有限会社の場合は「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により「特例有限会社」となり、会社法の適用を受けることになります。

⑶ **人的関係に関する事項**

以下のいずれかに該当する役員等がいる場合に記入してください。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

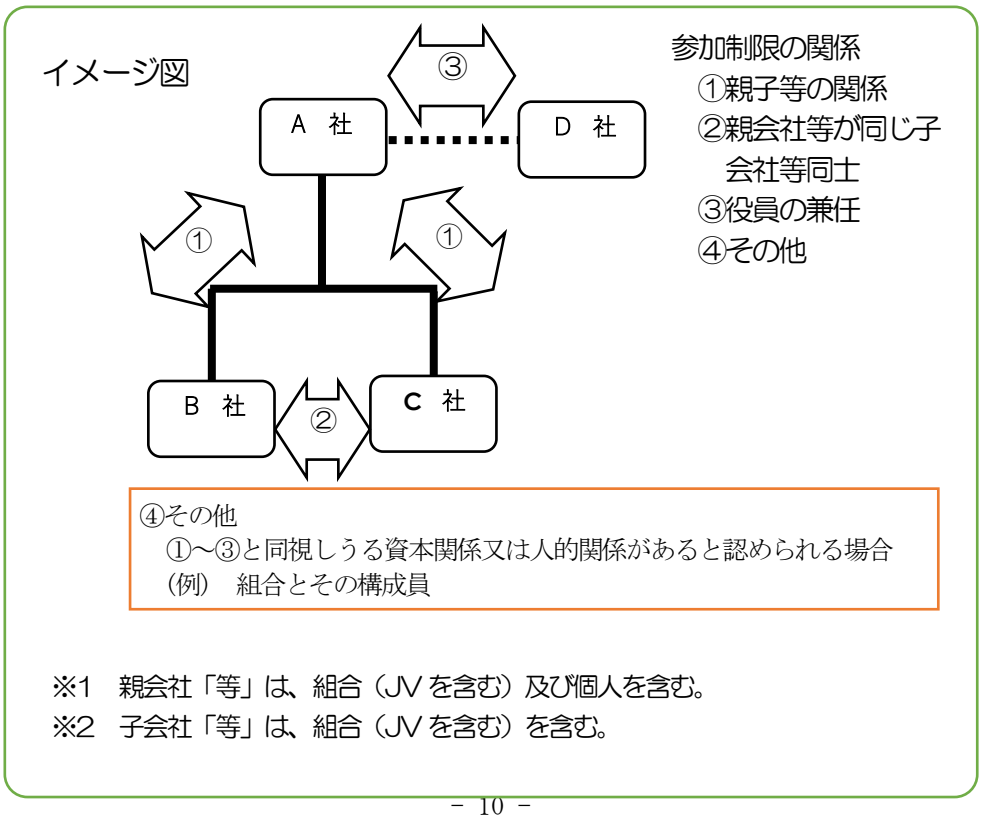
(ｱ)取締役（監査役を除く。）　(ｲ)指名委員会等設置会社の執行役　(ｳ)持分会社の社員　(ｴ)組合の理事　(ｵ)その他業務を執行する者であって、(ｱ)から(ｴ)に掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、会社更生又は民事再生手続き中の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

⑷ その他入札の適正さが阻害されると認められる事項

組合とその構成員の関係にある場合又はその他上記⑵又は⑶と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合に記入してください。



別 表

資　格　業　務	資格業務に係る業務内容	**資格審査を申請することができる者**
建設コンサルタント業務	土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築工事に関する調査、企画、立案若しくは助言	1　建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月建設省告示第717号）の規定に基づき建設コンサルタントについての登録を受けている者 **2　当該業務の営業実績（過去5年以内）を有する者**
地　質　調　査　業　務	地質調査業者登録規程（昭和52年４月建設省告示第718号）第２条第１項に規定する地質調査	1　地質調査業者登録規程の規定に基づき地質調査業者についての登録を受けている者 **2　当該業務の営業実績（過去5年以内）を有する者**
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償業務	1　補償コンサルタント登録規程の規定に基づき補償コンサルタントについての登録を受けている者 **2　当該業務の営業実績（過去5年以内）を有する者**
測　量　業　務	測量法（昭和24年法律第188号）第３条に規定する測量及び当該測量に付随する業務	測量法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者。**ただし、「航空測量」及び「簡易設計」については当該業務の営業実績（過去5年以内）を有する者**
建　築　設　計　業　務	一級建築設計	建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者
	建築設備設計	上記の登録を受け、かつ建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者（以下「登録建築設備士」という。）及び登録建築設備士を有するもの又は**建築設備の設計業務の営業実績（過去5年以内）を有する者**
土　地　家　屋　調　査　業　務	不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申請手続	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人 ※土地家屋調査業務を申請できる方は、次の方に限ります。これ以外の方は当該業務を申請することはできません。 ・土地家屋調査士個人 ・土地家屋調査士法人 ・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人
不　動　産　鑑　定　評　価　業　務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条第１項に規定する不動産の鑑定評価	不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者

計量証明業務	計量法（平成４年法律第51号）第107条に規定する計量証明	計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者
調査・試験業務	雪氷、海洋、環境及び生態系に関する調査並びに路床路盤支持力試験（CBR試験）	**当該業務の営業実績（過去5年以内）を有する者**
その他の業務	建設工事に係る測量、調査、設計等業務であって、上記の業務以外のもの。 役務委託等は除く。	**当該業務の営業実績（過去5年以内）を有する者**